

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年2月20日(火)10時から11時7分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	8番	碩 悟
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。定刻よりちょっと早いですが始めたいと思います。ただいまから第2回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は9名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号9番、岡野委員、議席番号10番、永井委員の2名を指名いたします。</p> <p>次に日程2。会期は本日の1日間といたします。</p> <p>次に日程3の議案第2号1、農地法第3条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を求めます。</p>
10番委員	<p>10番、永井。おはようございます。それでは議案第2号1、農地法第3条の規定による許可について、調査員は私と吉見会長と事務局から堀江さんが来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字篠川字赤濱794番1」、畑、121㎡ 合計1筆121㎡です。</p> <p>対価は1筆〇〇〇〇円です。</p> <p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 売買です。</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字篠川〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>それとですね、家畜・農具のトラクター・耕うん機ありますが、ここのほうは削除してください。以上です。</p>
議長	<p>永井委員からの調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
8番委員	はい。
議長	碩委員。
8番委員	<p>今、家畜・農具の削除っていうことですが、これの他に何もないんですか？ここに果樹を今やっているみたいとなっているけど、どんなにして作っているだろうか。</p>
10番委員	はい、ありません。
8番委員	<p>それじゃ農作業に従事できないんじゃないですか？第2項4号に係ってきますよ。農作業に従事すると見込まれていると書かれていますけど、農地所有が2,739㎡ですよ。その中でこれに121㎡がプラスされるとなると、2,900ぐらいですか？2,850ぐらいなりますけど、農具がなくて、農作業に従事できると私は考えられないと思いますけど。ちょっとそこらへん説明してください。</p>
議長	<p>私から。うちは農家ですが、農機具・トラクターとかは持っておりません。今現在ですね、〇〇さん本人はできませんので、人に委託をして今やっている状況です。この土地はですね、本人の家のその後ろにも家があるのですが、その間。ちょっと狭い土地なんですけど。調べてみたら、ここは自分の土地ではなかったということで、このような3条で売買で買ったのということで、西古見の〇〇さんと話して、話がまとまったということです。元々は、鎮西家の物だったんだけどもと本人がおっしゃって</p>

	ました。そこんところは私達は分かりませんので、3条の規定によって、こういう売買を行われるということになります。
8番委員	はい。
議長	碩委員。
8番委員	いいですか。それじゃですね、第2項4項にね、農作業従事に全然かみ合わないじゃないんですか？だって農具がないのに農作業ができるわけじゃないじゃないですか。これは第2項4項に引っかかりませんか？ということは、農地法から言ったらこれは売買できませんよ。農作業に従事できないんだから。
11番委員	トラクターは人に入れてもらうことはできるね。
8番委員	そこらへんを書いとかないと、このままね、許可ということになりますと、農業委員何やってるの？てなりますよ。家畜・農具については町のやつを借用してでもありますと、という話をしないと、農具なくて農作業できるわけじゃないですから。例えば、121㎡だったら鍬とかあれば別ですよ。まあ最低限の物だけでも。だけどそこに書いとかないと、この議案第2号1をね、納得して農業委員の総会として、これOKだと私ならないと思いますけどね。だってこれ農作業できないですから。農作業できるというのが農地法について、農業は原則150日以上ですよ。150日以上基本的に農作業従事できないと、売買なんかできませんよ。そこらへんはしっかりと確認しないとダメですよ。これは。
議長	いいですか。
8番委員	はい。
議長	果樹農家はトラクターは私は必要ないと思います。
8番委員	草とかどうしてるの？
議長	草は草取り機で刈り取ればいい。
8番委員	書いとかんばしゃ。だから調査してきたんでしょ。みなさん。調査してきて農地法の第1号から第7号までをね、確認しないと、確認して出してもらわないと、委員としては困りますよ。これは。
議長	休憩します。 【休憩に入る】
	再開します 【議事再開】 碩さん、これでよろしいですね。
8番委員	だから農器具をね、トラクター、リースって書いてくださいね。それ差し替えするか。
議長	小さい耕うん機。
11番委員	追加することね。
10番委員	はい、十分です。先ほどの家畜・農具でトラクターの方は、町からのリースということで、あとは草刈り機が1台ですね。あとミニ刈り機が1台あります。それを追加してください。
8番委員	ミニ刈り機書いとけば問題ないのに。
10番委員	以上です。
議長	他に質疑ありませんか。 休憩します

	<p>【休憩に入る】</p> <p>再開します</p> <p>【議事再開】</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>これで質疑を終わります。これより採決を行います。議案第2号1について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第2号1は可決いたしました。</p>
	<p>次に、議案第2号2、農地法第3条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を行います。久原委員。</p>
2番委員	<p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字諸鈍字小勝107番1」、畑、1,058㎡ 対価：贈与 合計1筆1,058㎡</p> <p>譲渡人：大島郡喜界町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由：贈与 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>以下見てもらうのと、あと〇〇〇〇さんの所にも農具は書かれてないですが、今現在、〇〇〇〇さんは家の周りで小さい畑をしまして、鍬と鎌と草刈り機などは持っています。今回、譲り受けた畑は、ちょっと大きい畑だったんですけど、今現在、牧草を植えられてまして、諸鈍で畜産をしている〇〇〇〇さんに貸してる状態で、今は牧草が生えてます。〇〇さんが喜界町の方なので、もう諸鈍に来ることがないから、ふたいとこの〇〇〇〇さんに後々、この〇〇さんが亡くなられた後に持ち主がなくて、農地が荒れてしまうよりは、今のうちに〇〇〇〇さんに名義を変えたいということで、譲り受けたそうです。農具は鎌とかなんですけど、鍬とかなんですけど、この広い畑で使う時は、〇〇〇〇さんがトラクターと耕うん機を持っている〇〇〇〇さんに依頼して耕してもらうそうです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
8番委員	<p>いい？</p>
議長	<p>碩委員。</p>
8番委員	<p>この畑はさ、合計1,058㎡ですよ。それとねもう1つ。従来の経営状況「野菜類」とあるけれども、これ畑全然ないんじゃないですか。何をどこにどう植えてるんですか？</p>
2番委員	<p>家の周りに畑がありまして。</p>
8番委員	<p>それを書いとかなばさ。0㎡だったら全然ないんじゃないですか。ないのにどうして野菜類を植えることができるんですか？</p>
2番委員	<p>もしかしたら宅地になっている。</p>
8番委員	<p>宅地も0だよ。宅地も0㎡だよ。</p>
事務局	<p>名義人が〇〇さんの名義じゃなくて旦那さんの名義じゃないですか？</p>
2番委員	<p>お兄さんになっていると思います。</p>
8番委員	<p>だからそういうのを書いとかなないとダメでしょって言うの、私は。だってこの書類上見てね、みなさん判断してくださいという話なんでしょ。</p>

事務局	下限面積はないので。
8 番委員	だから野菜類を植えているのに畑がないのにさ、野菜類できてますよって話合わないでしょ。何で野菜類なのか。それとね、もう1つ。今、久原さんが説明した通り、牧草植えて、今誰かが、〇〇さんて言う人？
2 番委員	〇〇さん。
8 番委員	〇〇さんがやってるんでしょ。それはそれでそういうふうを書いてください。ね。これはさ、第2号第1項の中にね、全部効率的利用の中で、譲受人の経営農地は耕作されており、使用する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると書いてあるわけでしょ。これを判断するのにさ。
2 番委員	書いてなかったです。
8 番委員	本人がやってるとしか思えないよ。これ。こういう書き方されたら。
2 番委員	書きましょう。
8 番委員	でしょ。我々総会でさ、この書類調査書見て判断するんだから。ありのまま書いてくださいよ。それに基づいて我々判断しないと。農地法に基づいて我々判断するんですよって言うてるんですよ。法律に基づいて、農業委員は。農業委員会は。法律にさ、基づかないのにさ、いいですよってできないでしょ。そのために農業委員会やってるんですから。いつもの通り、いつもの通り、形通り書いたらダメですよ。ありのままの通り書いてもらってそれで判断してくださいって言わないと。今、この小勝107番1については牧草で、誰かに利用権を設定してやってます、と。でそこで牧草やってますよ、と。て書いてもらったら判断できるんです。これ分かりましたってなるんです。これ本人がやるようになってるんだから。この野菜類の話とね、農地の所有の話、家畜・農具もなしとなっている。あと牧草をやっているから誰かに利用権設定させてますという話。これを記入しないと分かんないですよ。
議長	ちょっと休憩します 【休憩に入る】
	再開します 【議事再開】 他に質疑ありませんか。 ないようですので、これで質疑を終わります。これより採決を行います。議案第2号2について、賛成の方は挙手願います。
8 番委員	私は条件付きです。調査書の中にちゃんと差し替えて入れてください。調査書を。
議長	事務局。
事務局	分かりました。
議長	【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第2号2は可決いたしました。 次に、日程4の議案第3号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	では議案第3号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを説明いたします。資料の7ページから10ページでご説明いたします。まず7ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地集積利用権設定について公告日を令和6年2月27日を予定しております。内容につきましては、畑5件の5筆、原野1件の

	<p>1筆で、貸し手5人、借り手3人、合計面積7,254㎡となっております。内容の詳細については8ページ、9ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。それでは個々にご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1 農地の所在地「大字諸鈍字耳田1078番」、現況地目「原野」、406㎡。「大字諸鈍字耳田1079番」、現況地目「畑」、965㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が(株)〇〇〇〇。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大によるものです。存続期間は20年間となっております。</p> <p>整理番号2 農地の所在地「大字久根津字親田828番」、現況地目「畑」、1,463㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、農作物は果樹で、生産拡大によるものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号3 農地の所在地「大字阿木名字仲緑1042番」、現況地目「畑」、151㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は15年間となっております。</p> <p>整理番号4 農地の所在地「大字阿木名字仲緑1043番」、現況地目「畑」、2,343㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は15年間となっております。</p> <p>整理番号5 農地の所在地「大字阿木名字植田1094番」、現況地目「畑」、1,926㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は15年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありました。この案件について質疑はありませんか。
8番委員	はい。
議長	碩委員。
8番委員	参考までに。整理番号3・4・5の〇〇〇〇さんについては新規拡大更新の別の新規で書いてありますけど、これお父さんが借りてあった分を息子さんがそのまま引き継ぐ。
議長	〇〇〇〇さんですね。
8番委員	〇〇〇〇さんが借りているのを息子がそのまま引き継ぐという形だそうです。新規で書いてあるけど実際には借りてる最中。以上です。
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第3号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第3号は可決いたしました。</p>
	次に報告第2号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明を求めます。
事務局	報告第2号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について 土地の表示

	<p>①「瀬戸内町大字久根津字親田 811 番」、畑、1,671 m² 合計 1 筆 1,671 m² 貸人：奄美市住用町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 合同会社〇〇〇〇 貸借契約の内容：農地中間管理事業による利用権（賃貸借） 貸借期間：令和 3 年 3 月 31 日～令和 13 年 3 月 30 日 合意解約の合意が成立した日：令和 5 年 12 月 12 日 合意による解約をした日：令和 6 年 1 月 31 日 農地の引渡しの時期：令和 6 年 1 月 31 日 届出の年月日：令和 5 年 12 月 19 日 返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）</p>
	<p>報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字勝能字伊砂祢久 171 番 1」、畑、626 m² ②「瀬戸内町大字勝能字伊砂祢久 214 番」、畑、1,263 m² ③「瀬戸内町大字勝能字伊砂祢久 215 番 8」、畑、466 m² ④「瀬戸内町大字勝能字昆間 292 番」、畑、1,201 m² ⑤「瀬戸内町大字勝能字昆間 375 番 1」、畑、413 m² ⑥「瀬戸内町大字勝能字仲勝 773 番」、畑、66 m² ⑦「瀬戸内町大字勝能字上川 944 番」、畑、1,548 m² ⑧「瀬戸内町大字勝能字宇久津 963 番」、畑、231 m² ⑨「瀬戸内町大字勝能字宇久津 964 番」、畑、62 m² ⑩「瀬戸内町大字勝能字宇久津 965 番」、畑、125 m² ⑪「瀬戸内町大字勝能字青尻 1041 番」、畑、105 m² 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 5 年 11 月 5 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）内容：耕作していない 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 6 年 1 月 25 日</p>
議長	ただいま事務局より報告第 2 号、報告第 3 号の説明がありました。報告について何か質問等はございますか？
7 番委員	はい。
議長	はい森委員。
7 番委員	報告第 2 号のですね、久根津の土地についてですけども、これは令和 3 年に〇〇〇〇がサトウキビを生産するということで借りてると思いますが、その後、最初整地したんですけど、今は元の荒れ放題になっております。それで去年ですか、ある人が「〇〇〇〇は使わないじゃないか」と。それでこの 20a 近くの土地ですから、借りられないかと話が来まして、「今、〇〇〇〇が契約している上は無理ですよ」と話しました。でも去年の 12 月に合意成立して、今もう返還する理由として「耕作者変更のため」とありますが、借りる人は決まってるんですか？
事務局	前の〇〇〇〇におった方が借りるみたいです。
7 番委員	ああこの土地を。

事務局	はい。
7 番委員	分かりました。
事務局	話ししたらまたいいと思います。
7 番委員	いやその方、この 20a 近くの土地を地理的にもいいところですので、どうしても借りたいと話があったんですが。そうですか。
事務局	これから手続きを取るので。また本当にするかしないか話ししたらいいと思います。
7 番委員	分かりました。はい、ありがとうございます。
議長	他に質疑ありませんか。
11 番委員	はい。
議長	川島委員。
11 番委員	これ「伊砂祐久」の「祐」ってこれで合っているの？根本の根じゃなくて？
事務局	土地の台帳上では、その祐が使われています。
11 番委員	ああ、本当？
事務局	字図とかには表記されています。
11 番委員	分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。 質疑ないようですので、以上で報告は終了いたします。 次に、日程 4 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明を求めます。
事務局	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
	以上を持ちまして、第 2 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 6 年 2 月 20 日

署名委員

署名委員